

金利優遇キャンペーン

ますしん マイカーローン

(変動金利)

特別最優遇金利 **1.55%**

(※通常最優遇金利1.80%)

ご融資金額 最高 500 万円

ご融資期間 最長 10 年

お使いみち 自動車・バイクの購入 (付帯費用含む)
修理費用、車検費用、免許取得費用
他金融機関のマイカーローン借換など



<優遇金利対象条件 ※各項目を新規ご契約いただいた場合も対象となります>

- ①当組合と給与振込みをご契約されている方 ▲0.10%
- ②当組合カードローンをご契約されている方 ▲0.10%
- ③当組合に5,000円以上の出資金がある方 ▲0.10%



※審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、予めご了承ください。
※詳しくは、チラシ裏面の【商品概要】または、ますしん窓口へお問い合わせください。

おつきあいまごころで



島根益田信用組合

本店 営業部 0856-22-3033
西益田支店 0856-25-2011
あけぼの支店 0856-23-1500

浜田支店 0855-22-5354
高津支店 0856-23-1888

裏面もご覧ください。

令和7年1月 作成

商 品 概 要

商 品 名	新型マイカーローン
ご利用頂ける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合の営業区域内(益田市・浜田市・鹿足郡)に居住または住所を有する事務所に勤務する方 ・保証会社(株トワライズ)の保証が受けられる方 ・申込時の年齢が18歳以上、完済時の年齢が満75歳未満の方
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の購入(付帯費用含む)、修理、車検等の資金 ・家族の為のものでも可 ・免許取得費用可 ・他金融機関のマイカー購入資金に関するローンの借換資金。但し、事業用、営業用車両及び個人売買の関連資金は除きます。
ご 融 資 形 式	証書貸付
ご 融 資 金 額	10万円～500万円以下(1万円単位) 但し、借換えの場合は残高決済資金の範囲内となります。
ご 融 資 期 間	10年以内(6ヶ月単位)
ご 融 資 金 利	変動 年1.850% 【変動金利ルールについて】 変動金利における基準金利は、当組合が決定する第2新長期プライムレートで、この基準金利の変動幅に応じてご融資金利が年2回見直しされます。
保 証 料	保証会社の審査に応じたキャンペーン保証料(年1.2%または年0.7%)を一括先払いします。
ご 返 済 方 法	元利均等毎月返済(ボーナス併用可)
遅 延 損 害 金	年18.25%
連 帯 保 証 人	原則、不要です。但し、保証会社が必要と認めた場合はこの限りではありません。
担 保	不要です。
本人確認資料	・運転免許証(写)、パスポート(写)等、ご本人が確認できる書類
資金使途証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書、見積書等の写し ・借換の場合は、借入先資金使途確認書類、直近6ヶ月間ご返済の遅れがないことを証明するもの(返済予定表、返済用預金口座通帳、残高証明書等)および借入先返済口座等
所得証明書	源泉徴収票(写)・所得証明書・納税証明書・確定申告書(写)等
保 証 会 社	株式会社トワライズ
苦 情 処 理 措 置	【当組合へのお申出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・お取引店舗または総務部お客様相談窓口 9時～17時 土日・祝日除く TEL:0856-22-3030 【当組合以外のお申出先】 <ul style="list-style-type: none"> ・しんくみ苦情等相談所 9時～17時 土日・祝日除く TEL:03-3567-2456 ・中国ブロック信用組合協議会 9時～17時 土日・祝日除く TEL:082-247-7363
紛 争 解 決 措 置	下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので当組合お客様相談窓口、中国ブロックしんくみ苦情等相談所へお申し出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島弁護士会仲裁センター TEL:082-225-1600 ・ 東京弁護士会紛争解決センター TEL:03-3581-0031 ・ 第一東京弁護士会仲裁センター TEL:03-3595-8588 ・ 第二東京弁護士会仲裁センター TEL:03-3581-2249